

学校法人あけぼの学園  
あけぼのほりえこども園

重要事項説明書



2024 年度版

教育・保育の提供にあたり、あけぼのほりえこども園（以下本園と言う）が保護者に説明すべき内容は次のとおりです。

## 1. 施設運営主体

法人名称：学校法人あけぼの学園

所在地：大阪府豊中市南桜塚 2-14-7

代表者：理事長 安家周一

施設名称：幼保連携型認定こども園 あけぼのほりえこども園

所在地：大阪府大阪市西区北堀江 4-2-10

園長：安家 力

## 2. 施設の目的・運営方針

・当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

(1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

(2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3) 都会の真ん中に位置する立地の中で、子どもたち一人一人が主体的に遊びこみ、遊びの中から創意工夫する力、粘り強く取り組む力、他者と協同する力といったことに代表される非認知能力をそれぞれが育て、変動の大きい現代を力強く生き抜く大人になるための基礎を作り上げることができるよう、全ての大人が惜しみなく丁寧に関わります。

## 3. 当園における施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷地面積		1,837 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造
	延床面積	2103.81 m <sup>2</sup>
園庭面積		667.84 m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	0・1 歳児保育室
保育室	12 室	2 歳～5 歳・2 号きりん組
遊戯室	1 室	あまねホール
厨房	1 室	キッチン
シリアウカフェポレポレ	1 室	

## 4. 提供する特定教育・保育の内容・学級編成

- ・当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。
- ・本園の保育・教育課程は認定子ども園教育・保育要領に準拠し、幼児の心身発達と地域の実態を考慮し、別に定めます。
- ・幼児は、1 号・2 号認定児混合の年齢別編成を基本とし、必要に応じて縦割り混合学級を置くことがあります。
- ・3 号認定児の学級編成は年齢別編成を基本とし、異年齢保育や混合保育等を行うこともあります。

## 5. 職員の職種、員数及び職務の内容 令和 5 年 5 月末日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務全般・所属職員監督	1	1	
副園長	園長補佐・園務全般・所属職員監督	1		1
主幹保育教諭	保育業務指導・所属職員管理	2	2	
指導保育教諭	保育業務指導・保育業務全般	9	9	
保育教諭	保育業務全般	29	22	7
子育て支援員	保育補助業務全般	2		2
看護師	衛生管理業務全般	1	1	
事務員	こども園事務業務全般	2	2	
その他	園児お昼寝見守り・園外保育引率	6		6

## 6. 教育・保育提供日、開園時間、保育時間、休園日

(教育・保育提供日)

- ・本園の 1 号認定児教育保育週数は 39 週以上とします。

(開園時間)

- ・本園の開園時間は 7:00～19:00 とします。

#### (保育時間)

- ・1日の教育時間は9:00~14:30を基本保育時間とし、月に1~2回9:00~11:30の午前保育日を設けます。
- ・2号・3号認定児の保育時間は、それぞれの保育認定に基づいて決定されます。
- ・延長(早朝)保育利用に際しては、申請書及び承諾書の手続きが必要となります。
- ・お仕事がお休みの場合、2号認定児は1号降園時間での迎えにご協力いただきます。3号認定児は家庭での時間を特に大切にしてほしいと考えていることから、在宅(お休み)をお願いします。理由があり登園をする場合の保育時間は9:00~14:30とします。
- ・特別支援・産休育休その他、お仕事を理由としない場合の2・3号認定児の保育時間は16:00までとします。

#### (休園日)

休園日は次のように定めます。

- ① 日曜日 ※全認定児共通
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ※全認定児共通
- ③ 創立記念日 11月2日 ※全認定児共通
- ④ 毎土曜日 ※但し勤務証明のある2・3号認定児・新2号認定児は例外
- ⑤ 春期・夏期・冬期休業(1号認定児のみ)
- ⑥ 年末年始休業日 12月29日より1月3日まで ※全認定児共通
- ⑦ お盆 8月13日から8月15日まで(閉園協力日)
- ⑧ そのほか園長が特に必要と認めた日 ※全認定児共通

また、園長が必要と認めたときは、前項の休園日を変更することがあります。

## 7. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギーへの対応の状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務委託先:ハートスフードクリエイツ株式会社)

### (2) 食事の提供を行う日

基本保育提供日は毎日食事の提供を実施。

ただし、行事等で月2回程度お弁当持参日有。

### (3) アレルギーへの対応の状況

- ・アレルギー対応マニュアルをもとに対応します。
- ・食物アレルギー児に対して医師の診断・指導のもと、治療の一環として集団給食の中で可能な範囲での除去等の対応をします。
- ・食事配慮を希望される方は以下の書類が必要となります。

①アレルギーに関する調査票

②こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導票(3・9月)

### ③食物アレルギー除去食品チェック表（3・9月）

## 8. 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として、特別支援教育・障がい児保育を行っています。

## 9. 園児納付金

- ・保育料は、大阪市ほか居住市町村が定める基準により決定されます。
- ・それに加えて、園独自の特定徴収金を徴収します。
- ・納付金または実費徴収、延長保育料については別表に定めます。
- ・保育料、特定徴収金等は口座振替となっています。（毎月15日に引き落とされます）
- ・既納の納付金は事由の如何にかかわらず返還いたしません。
- ・正当な理由がなく保育料を所定の日までに納入しない、または引き落としができなかった場合は、退園させることがあります。
- ・諸般の事情により納付金の改訂を行うことがあります。
- ・3号認定児の特定徴収金と主食費はありません。副食費は保育料に含まれています。
- ・特定徴収金・給食費は、人件費や固定費といった必要経費を12ヵ月で割り戻しして月々の徴収としていることから、天災及び感染症の流行等における休園措置を行う場合でも徴収します。
- ・認定ごとに定められた保育時間を超えて延長保育を利用する場合は、通常の保育料の他に別途利用者負担料が必要となります。（2号・3号）

## 10. 入退園、休園

- ・入園、退園、休園については園長の許可を必要とします。
- ・入園するときは「あけぼのほりえこども園 Instruction」及びコンセプトブック「あけぼのという生き方」を熟読し、園則や方針などに同意の上、所定の入園願書及び同意書・利用契約書に必要な事項を記入し、入園金を添えて申し込んでいただきます。
- ・入園時期は毎年4月とします。但し欠員のある場合には随時入園を許可します。
- ・休園または退園するときは、その事由を所定の用紙に記入し届出をしてください。
- ・その他、本園の重要事項説明の内容に反したり、風紀を乱す等、園と保護者の信頼関係の維持が難しいと認められる場合には、それを理由に退園させる場合があります。

## 11. 学校医（嘱託医）

- ・子どもたちの健康を近くでサポートいただける嘱託医の方々は下記の通りです。

嘱託医： いぬい小児科 乾一郎院長

大阪府大阪市西区北堀江2丁目8-13 TEL：06-6543-0307

嘱託歯科医：医療法人医信会 Mデンタルクリニック堀江 岩本守市良院長  
大阪市西区北堀江 4-1-4 TEL：06-6534-8148

嘱託薬剤師：長谷部佳代子氏（投薬に関する相談を園を通して行います）

## 1 2. 緊急時（怪我または体調不良）の対応

- ・37.5度の熱を目安に、お子様の状況を電話で報告します。嘔吐・下痢の症状等、保育者が集団生活不可能と判断した場合はお迎えをお願いします。（連絡先は園児情報届に記入して頂きます。）
- ・軽いケガの場合は園で応急処置します。医師による治療が必要と判断した場合は保護者に連絡後、専門医を受診します。その場合には保険証提示・状況説明・治療方針などの同意が必要になる場合があることから、原則ご同伴ください。
- ・園児情報届には必ず連絡のつく連絡先、電話番号などを正確に記入してください。また、健康保険被保険者証、子ども医療証のコピーを裏面に貼ってください。（通院の場合は、園児情報届を一旦提示しますが、必ず原本を持参ください。）

## 1 3. 非常災害対策

- ・緊急時及び警報発令時の詳細は、「園生活のしおり」をご確認ください。  
※警報発令時は1～3号の認定によって対応が異なります。

## 1 4. 虐待防止

- ・保育従事者は虐待に対する知識や意識をもって子どもの人権を守ります。
- ・虐待防止マニュアルに沿って、虐待の疑いのある場合には保護者への連絡なしに関係機関へ通報します。

## 1 5. 相談・要望・苦情

受付担当者 主任 三澤知子（幼児）・中尾絵里（乳児）  
受付責任者 園長 安家 力  
連絡先 電話 06-6531-0808 FAX 06-6531-1144  
受付方法 面談・電話・アプリ・文書等でお申し出ください。

## 1 6. 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

園の管理下でケガをした場合のために以下の保険に加入しています。

万一そのようなことが起きた場合には保険の範囲内で治療費をお支払いします。

保険の種類	日本スポーツ振興保険
保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
保険金額	200円（年間保護者負担額）

※保険に関する詳細は別紙「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」をご参照ください。

#### 17. 園児の利用状況 令和5年5月末日現在

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
1号認定児	3歳児	51	41	25
	4歳児	50	22	48
	5歳児	31	46	57
2・3号認定児	0歳児	6	6	7
	1歳児	12	11	11
	2歳児	12	12	12
	3歳児	12	12	12
	4歳児	12	12	12
	5歳児	12	12	12

#### 18. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況 (ECEQ®)	2022年度9月実施	受審完了、結果良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	保護者向けプリント掲載ページにて結果公表

#### 19. 子ども・子育て支援法により公表・公示された旨

該当なし

#### 20. 投薬及び予防接種について

- ・認定こども園は健康な子どもが過ごす場所であり、通常業務として薬を扱うことはいたしません。そのため原則お薬はお預かりできません。保育時間中に服用を欠かせば発作を起こしかねない、容体が悪化する（喘息など）等の場合は個別にご相談ください。
- ・エピペン等を園で保管する必要がある場合には個別にご相談ください。
- ・集団生活を始めるに当たって、感染症から個人の健康と集団を守るマナーとして予防接種は必要です。母子手帳に記載されている予防接種を期間内に受けてください。
- ・予防接種を受けていない子どもの受け入れについてはお断りする事があります。

#### 21. 個人情報取扱について

- ・別に定める個人情報取扱規定に基づき、個人情報の取り扱いを行います。

以上

<別 表>

納付金一覧

項目	対象	金額	納付時期
入園金	全年齢	50,000円	入園申込時
進級費	3歳児	10,000円	毎年2月
	4歳児	10,000円	
基本保育料	全年齢	市、指定保育料による	毎月15日
PTA会費	全年齢	800円/月	毎月15日
特定徴収金	一号認定特定徴収金	10,000円/月	毎月15日
	給食費	8,000円/月	
	二号認定特定徴収金	10,000円/月	毎月15日
	主食費	3,250円/月	
副食費	4,750円/月		

その他の実費徴収

お泊り遠足	9,500円（年長児）
卒園アルバム	15,000円（年長児）
同窓会費	500円（年長児3月に徴収）
ふとんリース代	1,150円/月（3号認定児希望者のみ）
おむつリース代	0歳：4,850円/月 1・2歳：3,500円/月

延長保育料

保育短時間	7:00～7:30	300円
	7:31～8:00	300円
	8:01～8:30	300円
	8:31～9:00	300円
	17:16～17:30	300円
	17:31～17:45	300円
	17:46～18:00	300円
保育標準時間	18:16～18:30	300円
	18:31～18:45	300円
	18:46～19:00	300円